

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条の二第二項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第一号（電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正案	現行
<p>一 目的 この方針は、電波法第二十六条の二第二項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 評価の方法 評価は、原則として、調査の対象である周波数帯の周波数の電波を使用する電波利用システムについて、次に掲げる事項を分析することにより行うものとする。</p> <p>1 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条第一項に掲げる事項の調査結果及び同条第六項の規定に基づく調査結果 〔2～4 略〕</p> <p>四 [略]</p>	<p>一 目的 この方針は、電波法第二十六条の二第三項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 評価の方法 評価は、原則として、調査の対象である周波数帯の周波数の電波を使用する電波利用システムについて、次に掲げる事項を分析することにより行うものとする。</p> <p>1 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条第一項に掲げる事項の調査結果及び同条第七項の規定に基づく調査結果 〔2～4 略〕</p> <p>四 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

